

保 存 期 間 : 1 0 年
(平 成 4 0 年 末)
平 成 3 0 年 1 月 2 4 日

資 料

5-2

補 足 資 料

(税務手続の電子化等の推進について)

I 政府税制調査会における議論

(「経済社会の構造変化を踏まえた税制の
あり方に関する中間報告②」(平成29年11月))

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

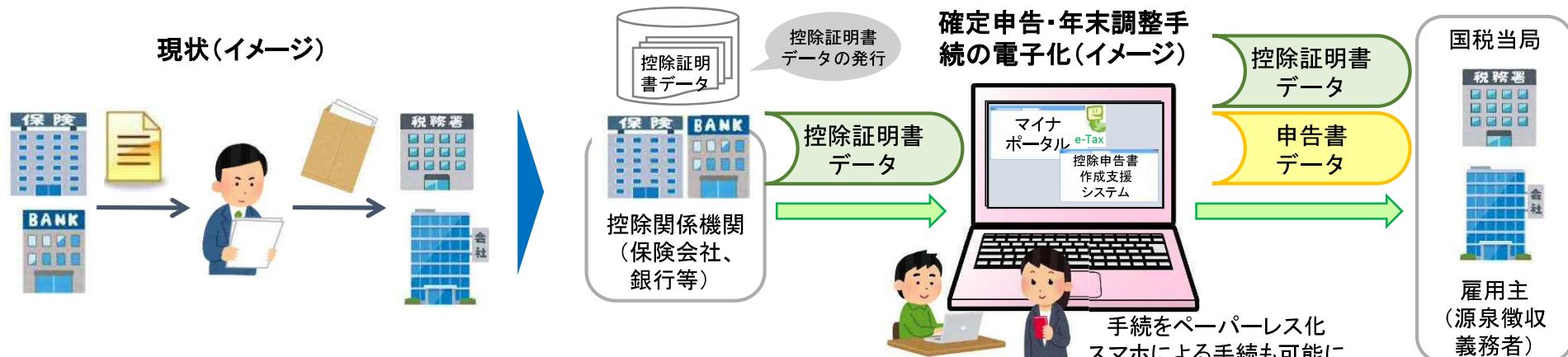
政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
 - ・ 働き方の多様化(副業・兼業、雇用的自営の増加等)が進み、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行えることができる納税環境を整備する。
 - ・ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。
- そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。各取組の具体的な内容(イメージ)等は以下の通り。
 - ・ ◎を付した取組は、財務省・国税庁において(所要の税制改正・予算措置等を前提として)実施できる施策。これらについては、原則すべて今後数年間(概ね2~3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆を付した取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要となる施策。それらの進捗を踏まえ、財務省・国税庁としてもタイムリーかつ積極的に取組を進める。

1. 個人（所得税関係）

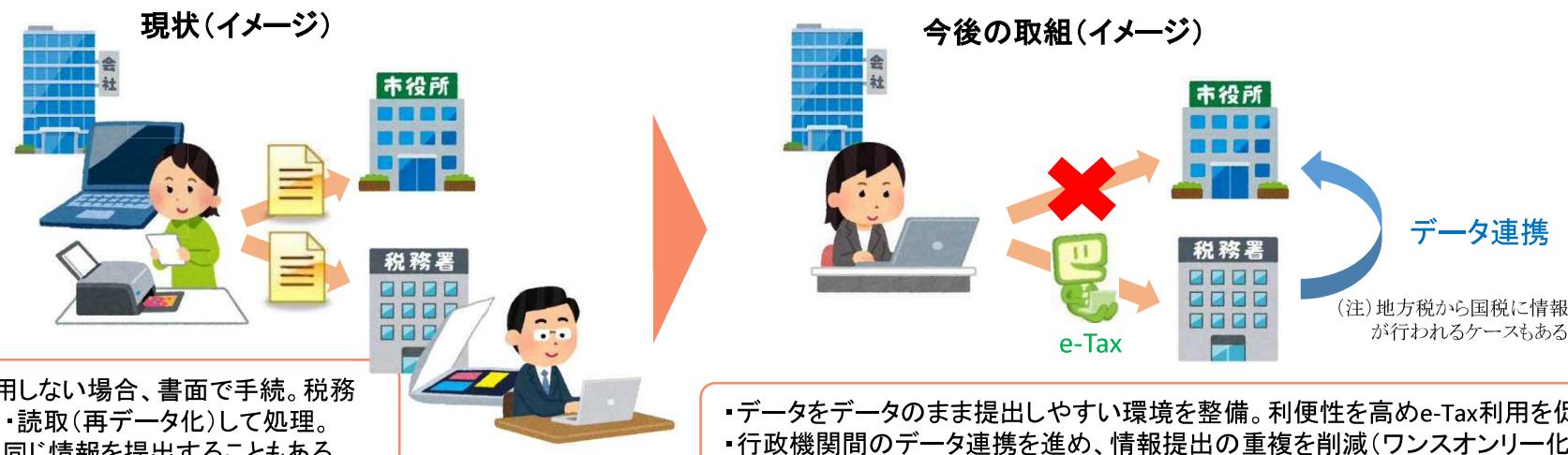
目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
「スマホ申告」の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	<p>◎ 特にニーズの強い基本的な申告の類型について、<u>スマートフォン等からの電子申告を実現</u>。(H31.1) ⇒ その後も、「<u>スマホ申告</u>」の対象範囲を随時拡大。基本的に<u>スマートフォン等</u>で手続が完結する仕組みを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none">・スマートフォンの世帯保有率 71.8%(28年) (総務省「通信利用動向調査」)
e-Taxの認証手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードリーダライタによる本人認証が必要	<p>◎ 本人確認に基づき発行された<u>ID・PWのみ</u>(マイナンバーカードなし)<u>でe-Tax利用可能</u>に。(H31.1) ※また、マイナンバーカードを用いる場合には、e-TaxのID・PWを省略可能に。</p> <p>☆ 技術の進展や情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、一層の利便性向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・所得税確定申告者 2,151万人(27年分)・所得税の電子申告利用率 52.1%(27年度)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
確定申告・年末調整手続の電子化	<p>納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で収受し、申告書を作成</p> <p>雇用者(源泉徴収義務者)は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>◎ 保険者の<u>医療費通知データ</u>を活用し、簡便に<u>医療費控除申告</u>を行う仕組みを整備。(H30.1) <small>(注)実施可能な医療保険者から段階的に実施</small></p> <p>◎ 年末調整について、控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒被用者⇒雇用者という情報の流れを電子化。<u>年末調整手續が基本的にオンラインで完結する</u>仕組みを整備。 <small>(注)実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉徴収義務者)から段階的に実施</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者:PCやスマートによる手續が可能に。 ・雇用者:書面を確認・保管する事務負担が軽減。 <p>☆ 将来的には、マイナポータル等において、<u>必要な情報を一元的に確認し、活用することができる</u>仕組みを検討。</p> <p>☆ マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、 生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 730万人 住宅ローン控除適用 322万人 ・給与所得の源泉徴収義務者数 354万者(29年6月末)
手続のワンストップ化	税、年金等の手続を個別に実施	☆ マイナポータルにより、国税・地方税・年金等の手続の <u>オンライン・ワンストップ化</u> を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・国民年金第1号被保険者数 1,668万人(27年)



2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
電子申告の普及促進	電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない	<ul style="list-style-type: none"> ◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。 ◎ <u>大法人は、法人税等の電子申告を義務化。</u> ◎ <u>中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率を85%以上に引上げ。</u>(H31年度迄) ⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、中小法人にも<u>電子申告を義務化</u>し、<u>電子申告利用率100%</u>を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模法人※ 3万社(29年6月末) ※国税局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人) ・大規模法人の電子申告利用率 52.1%(27年度) ・その他の法人 305万社(29年6月末) ・その他の法人の電子申告利用率 75.5%(27年度)
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。</u>(H31年度) ☆ <u>さらに、社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度)



3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	◎☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、 <u>情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度) ・住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分)
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	◎ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、 <u>事業者の文書保存に係る負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿等保存制度の利用件数 約19万件(29年6月末)
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	◎ 地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。 <u>国税・地方税の納付のキャッシュレス化</u> を推進し、 <u>現金納付に伴う手続負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の納付全体に占める割合 (件数ベース)(28年度) ・個人消費に占める現金等による支払 49.5%(27年度) (クレディセゾン決算説明会資料)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
 - ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2~3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税 関係)

- ◎スマホ申告の実現 (H31.1~段階的に対象範囲拡大)
- ◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で e-Tax利用可能 (H31.1~)
- ◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用 (H30.1~段階的実施)
- ◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備 (将来的課題)

- ☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信
- ☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税 関係)

- ◎電子申告の普及促進 (大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)
- ◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化 (H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

- ◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))
- ◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)
- ◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手續負担軽減)

Ⅱ 平成30年度税制改正における対応

平成30年度与党税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

経済社会のＩＣＴ化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ＩＣＴの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。法定調書や所得税の年末調整手続についても、一層の電子化に向けた措置を講ずる。また、地方税の電子納税について、安全かつ安定的な運営を担保するために必要な措置を講じつつ、全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みを整備する。

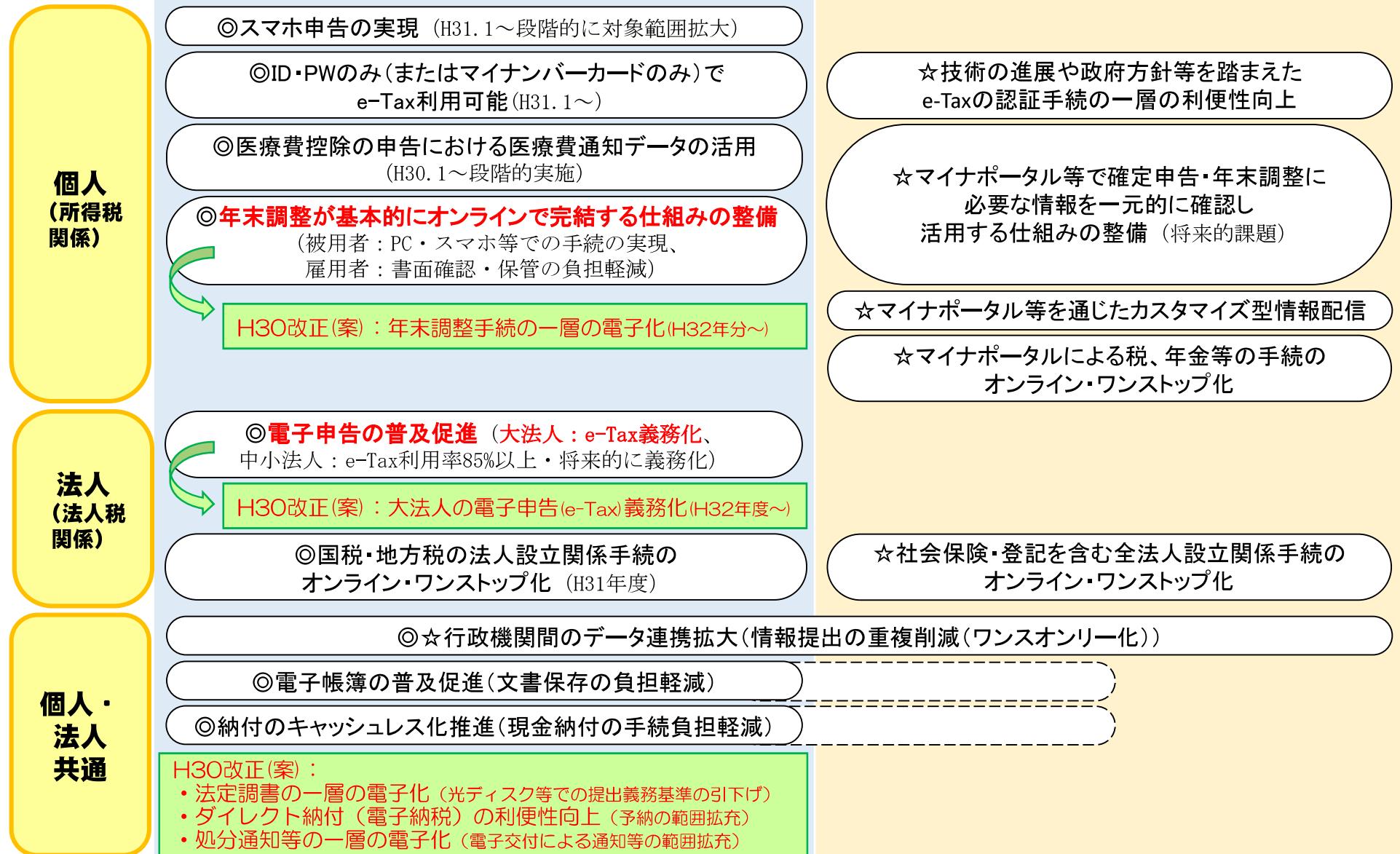
税務手続の電子化等の推進については、今後も、適正課税の観点も踏まえつつ、経済社会のＩＣＴ化等の進展に遅れることなく対応を進めていく。

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」を措置することとした。
- このほか、「法定調書の一層の電子化」「ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上」「処分通知等の一層の電子化」も措置することとした。



国税の申告手続の電子化促進措置（案）

- 経済社会のＩＣＴ化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図ることとする。
(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならぬこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV（エクセルで作成可能））

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化（案）

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

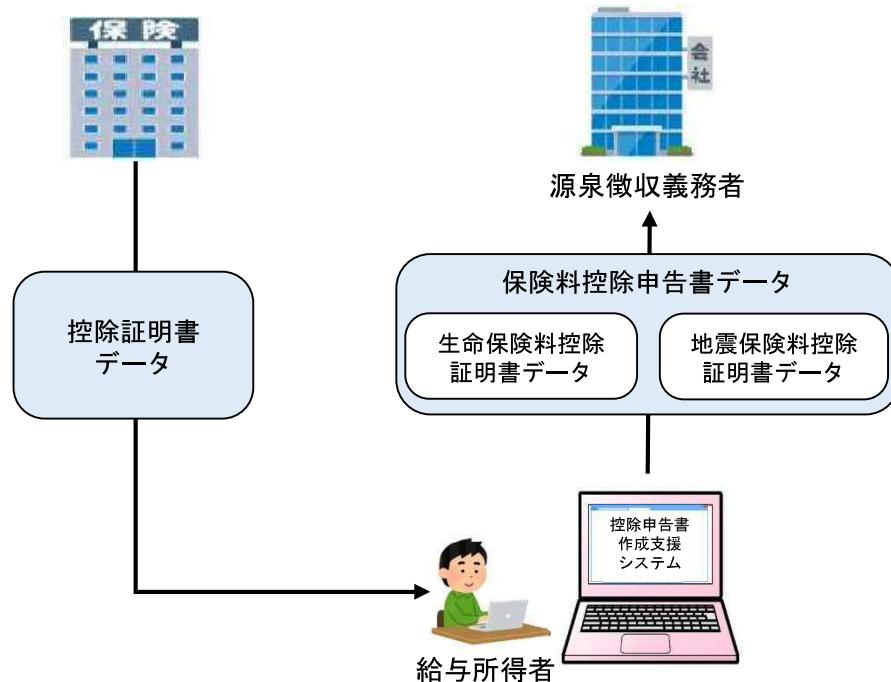
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

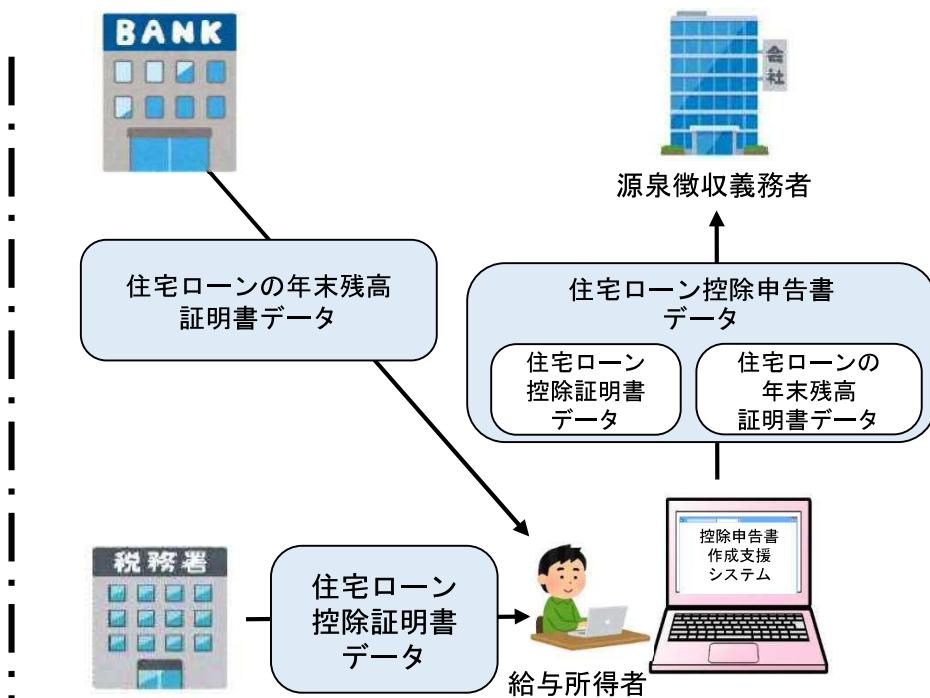
（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

【見直し案】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



<住宅ローン控除>



（注）平成32年分以後の所得税について適用

（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における
平成32年分以後の所得税について適用

法定調書の光ディスク等による提出義務基準の引下げ（案）

【現行】

基準年（前々年）の提出枚数が「1,000枚以上」である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxにより提出しなければならないこととされている（支店ごと、法定調書ごとに提出義務を判定）。

【見直し案】

法定調書の光ディスク等又はe-Taxによる提出義務基準を「100枚以上」に引き下げる。

（注）平成33年1月1日以後に提出する法定調書について適用

（参考）現在、税務署に提出されている法定調書のうち、約2,100万枚が書面により提出されている（平成28年）。

この見直しにより、現在、書面により提出されている法定調書のうち、およそ半分の約1,100万枚が光ディスク等又はe-Taxにより提出されることとなる。

○ 書面による法定調書の提出状況（平成28年）

提出枚数区分	提出者数	提出枚数
1～99枚	約260万社（人） (99.0%)	約1,000万枚 (47.9%)
100枚～	約3万社（人） (1.0%)	約1,100万枚 (52.1%)
合計	約262万社（人） (100.0%)	約2,100万枚 (100.0%)

ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充(案)

【現行】

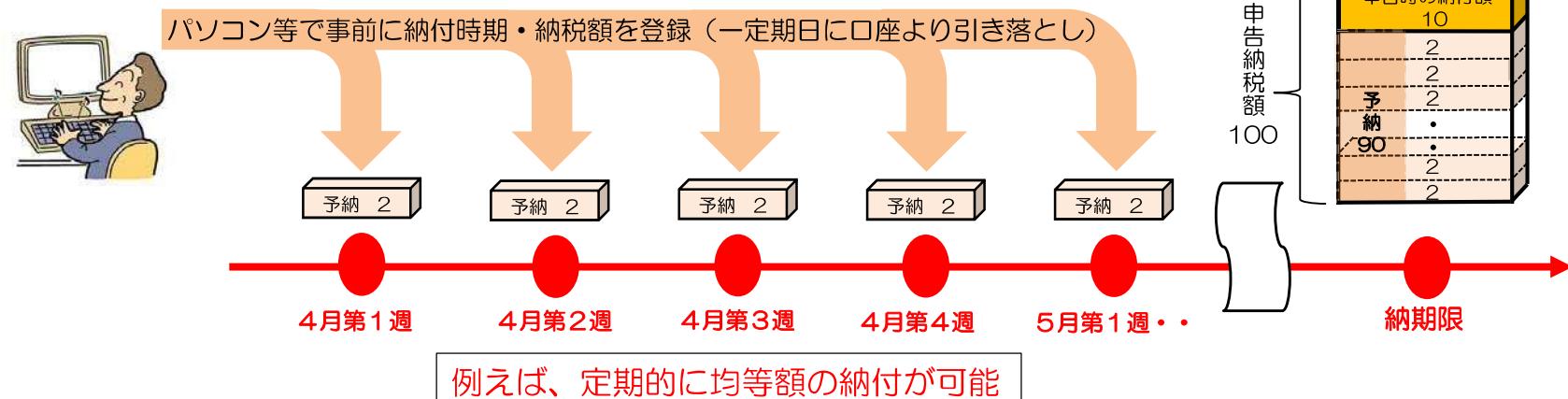
- 国税の予納（納期限前にあらかじめ納付を行うこと）は、「概ね今後6月以内に納付すべき国税」について行うことができる。

【見直し案】

- 納税者の資金状況に応じて積立的に納税資金を準備することに資する観点から、国税の予納について、対象となる期間を拡充し、「概ね今後12月以内に納付すべき国税」を対象とし（通達）、併せて、ダイレクト納付（電子納税）により行うことができるようすることで、予納制度を使いやすくする（平成31年1月4日適用）。

※ ダイレクト納付（電子納税）を利用した予納の対象税目は、納期限までの期間が長期（12月程度）となる税目（申告所得税、法人税・地方法人税、消費税・地方消費税、贈与税）

ダイレクト納付（電子納税）を利用した予納（イメージ）



（注）事前に登録した予納税額が引き落としきれなかった場合でも延滞税は発生しない。また、税額確定後に予納税額を還付する場合でも還付加算金は発生しない。

電子交付による処分通知等の範囲拡充(案)

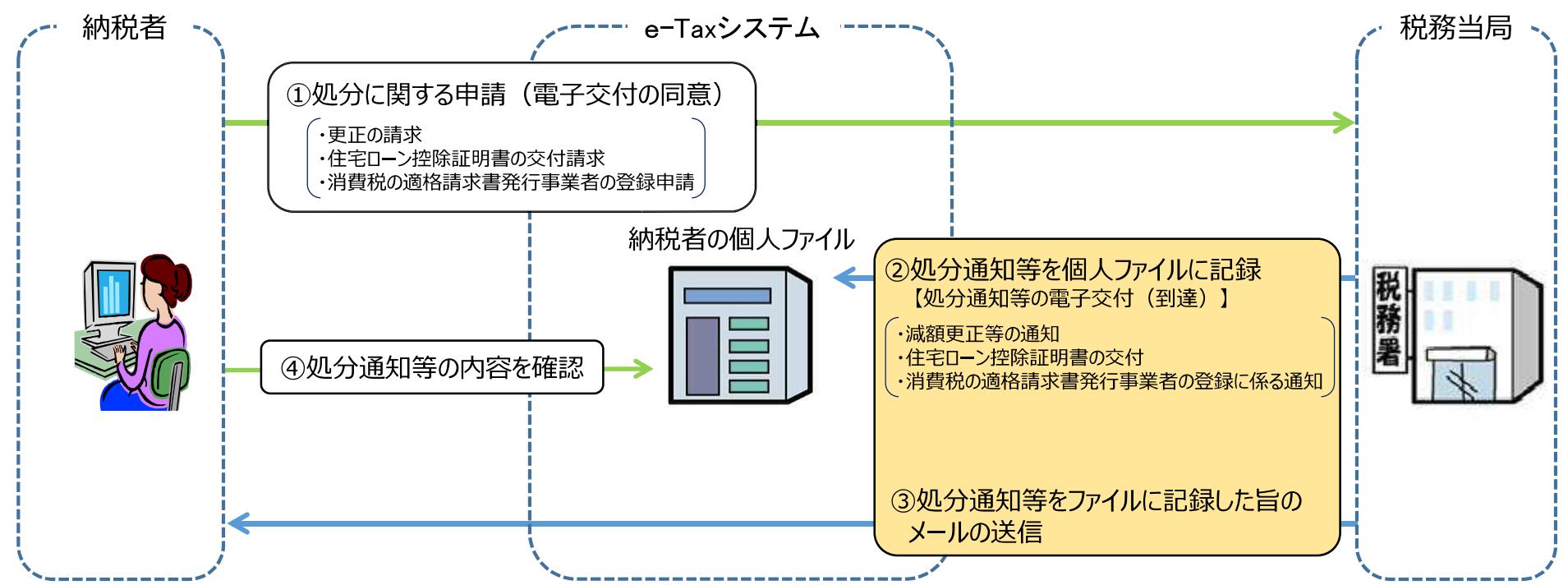
現 行

- 税務当局から納税者に対して電子交付できる処分通知等は、「納税証明書」及び「電子申請等証明書」の2種類とされている。

見直し案

- 電子交付による処分通知等の範囲を拡充し、①更正の請求に係る減額更正等の通知、②住宅ローン控除証明書の交付及び③消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知を加えることとする（平成32年1月1日施行）。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



(注) 税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

參 考 資 料

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策

II Society 5.0 に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(2)新たに講すべき具体的施策

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンストップ)を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手續が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化(ワンストップ化)を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAIといった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不斷に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） (電子申告関係部分)

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

(前略)各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 営業の許可・認可に係る手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ② 社会保険に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ③ 国税 | (個別分野の手続) |
| ④ 地方税 | (個別分野の手続) |
| ⑤ 補助金の手続 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑥ 調査・統計に対する協力 | (各省庁に共通する手続) |
| ⑦ 従業員の労務管理に関する手続 | (個別分野の手続) |
| ⑧ 商業登記等 | (個別分野の手続) |
| ⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | (個別分野の手続) |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

(3) 取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする(平成31年度まで)。ただし、事項によっては5年まで許容する(平成33年度まで)。

(4) 削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

(注1)「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

- 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
 - 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
 - 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
- 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
 - 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率100%。
 - 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - 電子納税の一層の推進
 - e-taxの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む)
 - 地方税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） (年末調整関係部分)

III 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

(2) 具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者(被用者)の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書)について、電磁的方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

規制改革推進会議における「行政手続簡素化の3原則」

規制改革推進会議(平成29年3月29日)における安倍総理発言(抜粋)

政府を挙げて、規制改革、行政手続の簡素化、IT化について一体改革に取り組んでまいります。(中略)
全ての分野について、まず行政手続を電子手続のみで完結できるようにすること。2番目に、同じ情報は一度だけ提出すれば済むこと。そして3番目に、書式・様式は統一されたものを使うこと、という3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします。

規制改革推進会議「行政手続部会とりまとめ」(平成29年3月29日)(抜粋)

政府全体で取り組むべき以下の3原則(行政手続簡素化の3原則)に沿って、取組を進める。

① 行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)

- 電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

② 同じ情報は一度だけの原則 (ワンスオンリー原則)

- 事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

③ 書式・様式の統一

- 同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

(注1)地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める。

(注2)原則②については、同一省庁・同一地方公共団体の取組は当然のこととして、政府部内、地方公共団体間を通じ、また、国と地方をまたがって、幅広く取組の対象とし得る。

e-Taxにおける法人税申告の簡素化・柔軟化(案)

申告内容

別 表

財務諸表

勘定科目内訳明細書

第三者作成書類

【現状】

XBRL・XMLに限定

自治体にも提出

記載事項が網羅的

- ・イメージデータで送信
- ・紙原本保存

【見直し案】

データ形式を柔軟化
(CSV(エクセル))

※申告書(別表)については
明細記載を要する部分

提出先を国に一元化

記載省略基準の柔軟化等

- ・収用証明書等の添付不要化
- ・紙原本保存不要化

電子署名



代表者及び経理責任者の電子
署名が必要

※代表者変更の場合、電子
署名に対応できない可能性

経理責任者の電子署名不要化

※代表者から委任を受けた者の
電子署名で対応可能

提出方法



送信容量に制限有り

- ・送信容量の拡大
- ・光ディスクによる提出

主要国における法人税の電子申告の状況について(未定稿)

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
電子申告割合	68% (2014年)	98% (2013年)	n.a.	96% (2013年)
電子申告対象手続	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化
電子申告を義務化した年	○2005年12月31日以降に終了する課税年度	○2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	○2011年1月1日以降に開始する課税年度	○2012年12月31日以降に終了する課税年度 ※2000年12月31日以降に終了する課税年度より一部義務化し、順次対象者を拡大
電子申告義務対象者	○課税年度末時点の総資産が1,000万ドル以上で、暦年で250件以上の申告書等(※)を提出する普通法人等 ※申告書、支払調書等あらゆる様式を含む	○全法人	○全法人	○全法人
電子申告義務の免除規定	○倒産、破産、災害等、IRS長官が正当な困難事由があると認める場合 ※申請が必要	○清算命令が出ている場合等	○ITにアクセスできない場合等、電子申告が著しく困難な場合 ※申請が必要	○電子的に添付することが困難な書類を提出する場合等 ※申請が必要
義務対象者が電子申告を行わなかった場合	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間1カ月毎に、申告すべき税額の5%（最高25%。60日を超えた場合には下限あり）	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間の長さと常習性に応じて、100～1,000ポンドと、申告すべき税額の10～20%を併科	○書面での申告は無申告とみなし、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間1カ月毎に、申告すべき税額の0.25%（最低25ユーロ、最高25,000ユーロ）	○書面での申告を受け付けた上で、加算税を賦課 ※申告すべき税額の0.2%（最低60ユーロ）

(出所)第10回政府税制調査会(2017年6月19日、海外調査報告)提出資料を元に作成(各国の電子申告割合は、海外調査時(2017年4～5月)に現地で聴取した最新の数値を記載)。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がある国)

	日本	ドイツ	韓国	イギリス
給与源泉徴収	○ (1940年～)	○ (1920年～)	○ (1950年～)	○(※1) (1944年～)
年末調整	○ (1947年～)	○ (1948年～)	○ (1975年～)	○(※1) (1944年～)
対象となる 控除	生保控除等	生保控除・ 寄附金控除等(※2)	生保・医療費・ 寄附金等全ての控除	寄附金控除
	×	×	×	利子・配当:○ CG:×
記入済申告書	×	×	×(※3)	×
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子:源泉分離課税 ・配当・CG: 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税や分離 課税も選択可)	分離課税 ・利子・配当・CG: 源泉徴収により申告不要 (申告により総合課税も選 択可)	分離課税 ・利子・配当: 源泉徴収により申告不要 (※4) ・CG:非課税	段階的課税(※5) ・利子・配当: 年末調整により申告不要 (※6) ・CG:申告
【備考2】 課税方式	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税(※7)
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	○	○	○	生保・医療費:× 寄附金:○

(備考) 各国とも、一般的な取扱いを記載。なお、利子については預貯金の利子、株式等については上場株式等(日本の場合は特定口座を利用)を想定。

※1 イギリスにおいては、給与支払の度にリアルタイムに調整を行うことで、年末調整が不要となる仕組みに移行中。なお、導入年は、現在のPAYE制度の導入年を記載。

※2 概算控除の場合。実額控除を受ける場合は、確定申告が必要。なお、寄附金については、当局を通して事前申請することで、給与支払時の源泉徴収税額に反映させることも可能。

※3 韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報(給与や報酬等)を電子申告サイトで閲覧・利用可能。

※4 利子・配当所得の合計が一定額を超えた場合、申告義務が生じる。超過額に対しては、源泉徴収税率と総合課税の税率のうち、税額の大きい方が適用される。

※5 給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブレケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

※6 利子・配当所得への課税は、支払者による源泉徴収ではなく、それぞれ一定額以下の場合は雇用者が給与から天引きして徴収。それぞれ一定額を超える場合は、納税者に申告義務が生じる。

※7 イギリスは個人所得税の電子申告化を進めており(法人税は義務化済み)、電子申告の場合は申告納税だが、引き続き紙申告を選択する場合、賦課課税となる。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較(年末調整がない国)

	スウェーデン	エストニア	フランス	カナダ	アメリカ
給与源泉徴収	○ (1947年～)	○ (1991年～)	×	○ (1942年～)	○ (1943年～)
年末調整	×	×		×	×
記入済申告書	○ (1995年～)	○ (2001年～)	○ (2006年～)	○(※1) (2015年～)	×
給与所得	○	○	○	○	
金融所得	利子・配当:○ CG: × (※2)	利子:○ CG: × (※2)	利子・配当:○ CG: ×	利子・配当:○ CG: × (※2)	
【備考1】 金融所得の取扱い	分離課税 ・利子・配当・CG:申告	総合課税 ・利子・CG:申告 ・配当:非課税	総合課税 ・利子・配当・CG:申告	総合課税 ・利子・配当・CG:申告	総合課税(利子) 段階的課税(配当・CG) (※3) ・利子・配当・CG:申告
【備考2】 課税方式	賦課課税	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無	×	生保・医療費: × 寄附金:○	生保・医療費: × 寄附金:○	生保: × 医療費・寄附金:○	生保: × 医療費・寄附金:○

(備考) 各国とも、一般的な取扱いを記載。

※1 電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。

※2 一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。

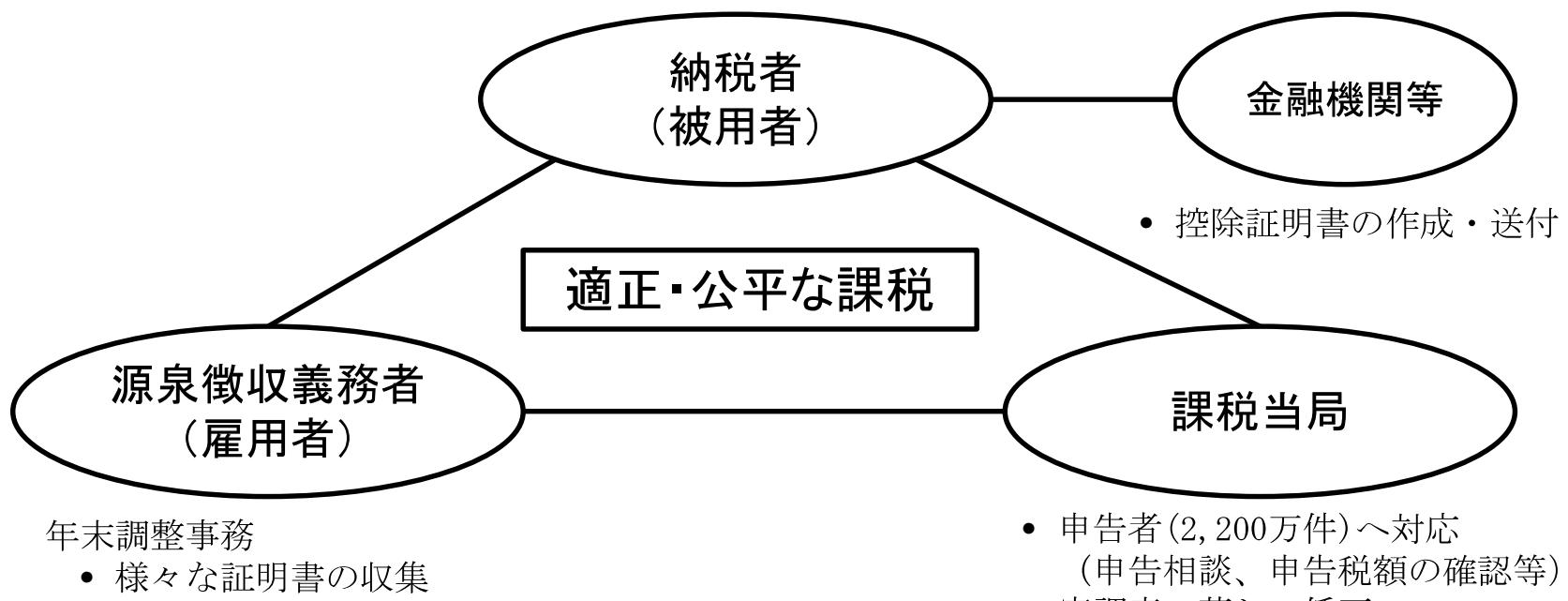
※3 アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を合算した総額に応じて、各所得に係る税率プラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱い等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、確定申告義務あり
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



年末調整制度について、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるものとする必要。

電子帳簿等とスキャナ保存

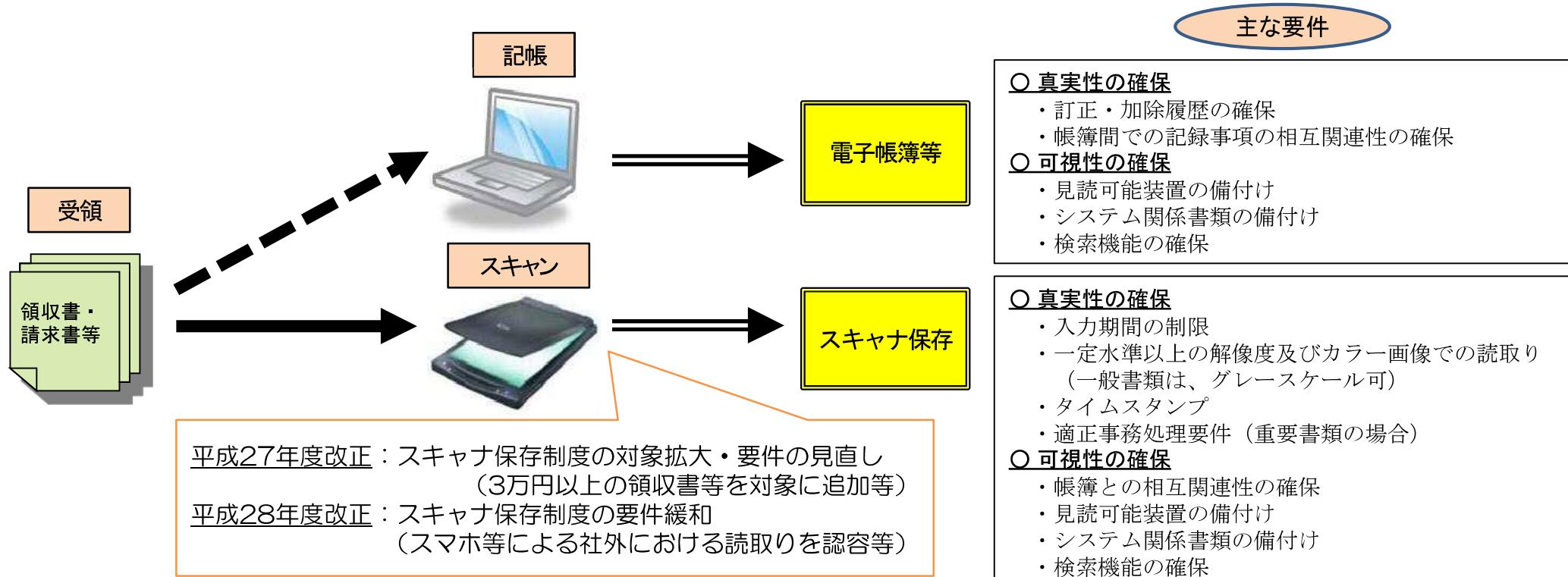
- 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受けければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

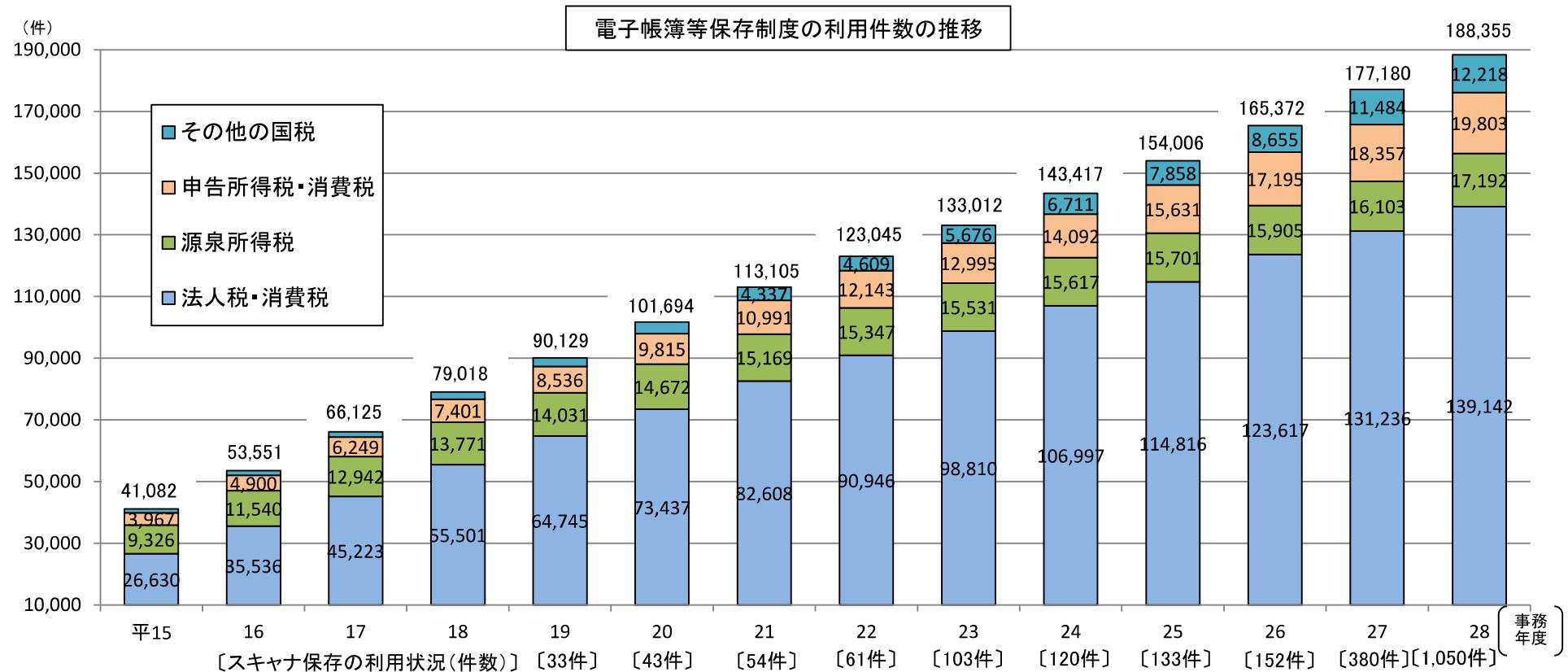
・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受けければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。



電子帳簿等保存制度の利用状況

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進の方策について検討を行うことが考えられるのではないか。



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

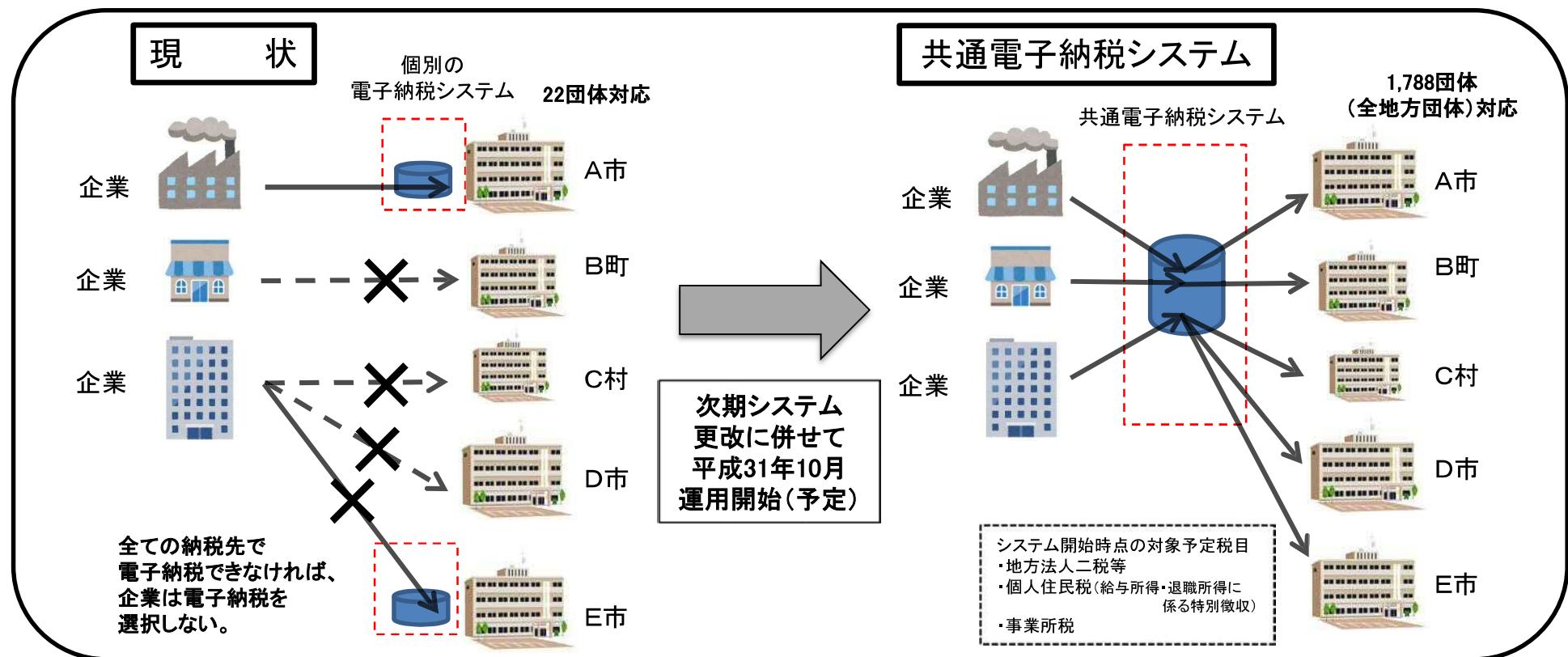
(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

共通電子納税システム(共同収納)の導入(案)

全地方団体が加入・運営しているeLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を活用して、共通電子納税システムを導入するとともに、システム運営主体が公金を取り扱うための所要の措置を講ずる。

⇒ ・企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。
・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。



○平成29年度与党税制改正大綱(抄)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

8 円滑・適正な納税のための環境整備

地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(案)

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差違が生じないよう配慮しつつ検討する。

